

各都道府県知事 殿

消防庁長官

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を  
改正する政令の施行について（通知）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第58号）が、平成14年3月25日に公布され、同年4月1日から施行されますので、貴都道府県内の市町村に対し、下記事項に留意のうえ、条例の改正を速やかに行う等今回の政令改正の趣旨に沿って適切に運用されるよう周知願います。

記

1 改正の趣旨

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額を増額すること。

2 改正の内容

退職報償金支払額の引上げ  
非常勤消防団員退職報償金の支払額を次のように引き上げたこと。（第3条及び別表）

（単位：千円）

階 級	勤 務 年 数					
	5～10	10～15	15～20	20～25	25～30	30～
団 長	185	290	405	540	725	925
副 団 長	175	275	375	480	655	855
分 団 長	165	260	355	455	605	795
副 分 団 長	160	245	330	420	570	755
部 長 ・ 班 長	150	225	300	380	510	680
団 員	140	210	280	355	465	635

3 適用関係

改正後の消防団員退職報償金支払額表については、平成14年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によること。（改正政令附則第2項）

消防団員等公務災害補償等  
共済基金理事長殿

消防庁長官

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を  
改正する政令の施行について（通知）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第58号）が、平成14年3月25日に公布され、同年4月1日から施行されますので、下記事項について留意のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮願います。

記

1 改正の趣旨

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額を増額すること。

2 改正の内容

退職報償金支払額の引上げ  
非常勤消防団員退職報償金の支払額を次のように引き上げたこと。（第3条及び別表）

（単位：千円）

階 級	勤 務 年 数					
	5～10	10～15	15～20	20～25	25～30	30～
団 長	185	290	405	540	725	925
副 団 長	175	275	375	480	655	855
分 団 長	165	260	355	455	605	795
副 分 団 長	160	245	330	420	570	755
部 長 ・ 班 長	150	225	300	380	510	680
団 員	140	210	280	355	465	635

3 適用関係

改正後の消防団員退職報償金支払額表については、平成14年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によること。（改正政令附則第2項）